

令和4年（ワ）第66666号

原告 甲野太郎 外2名

被告 乙山二郎

事故日 令和3年4月1日

最終更新日： 令和4年10月1日

最終更新者： 原告代理人

ver1.2

法定利率年3分の事案

損害額一覧表（人身損害）

（被相続人の損害額）

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
治療関係費	300,000	別紙治療関係費計算表のとおり	甲○	認める。
（診療費）				
西天満総合病院	300,000			
入院雑費	3,000	日額1500円×2日=3000円		認める。
入院付添看護費	36,000	原告は訴外春子の入院に付き添ったから、入院付添費は日額6000円×2日×3名=3万6000円である。		否認ないし争う。付添いの事実が分かる証拠を提出されたい。
療養費小計	339,000			
葬儀費用	1,500,000		甲○	否認する。葬儀費用に関する証拠を提出されたい。
葬儀関係費小計	1,500,000			
文書料	40,800	死体検案書4万円、交通事故証明書交付手数料800円	甲○、甲○	認める。
その他の積極損害小計	40,800			
死亡による逸失利益	34,602,430	下記逸失利益計算欄のとおり		
消極損害小計	34,602,430			
入院慰謝料	50,000	訴外春子は、本件事故により死亡に至る重傷を負い、2日間の入院を余儀なくされた。入通院慰謝料は5万円を下らない。		争う。
死亡慰謝料	25,000,000	本件事故により命を奪われた訴外春子の死亡慰謝料は2500万円を下らない。		争う。訴外春子は高齢女性であるから、相当な死亡慰謝料は最大でも2000万円である。
慰謝料小計	25,050,000			
過失相殺前損害額小計	61,532,230			

過失相殺	0	過失相殺率：0%		主張一覧表のとおり、訴外春子には少なくとも25%の過失がある。
過失相殺後	61,532,230			
損害の填補	Δ 3,000,000			
任意保険金（治療費）	Δ 300,000		甲○	認める。
任意保険金（その他）	Δ 2,700,000		甲○	認める。
充当後	58,532,230			
合計	58,532,230			

逸失利益計算欄	原告主張額等	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
生年月日	S28.06.01		甲○	認める。
事故日	R03.04.01			
事故日年齢	67歳			
死亡日	R03.04.02			認める。
死亡時年齢	67歳			
法定利率	3%	事故時の法定利率		
基礎収入①	¥3,819,200	訴外春子は家事従事者であるので、令和2年賃金センサス女性学歴計全年齢の平均賃金によるべきである。	甲○	否認する。詳細は主張一覧表のとおりである。
生活費控除率①	30%			否認する。生活費控除率は50%が相当である。
ライプニッツ係数①	9.2526	下記喪失期間に対応するもの		
死亡による逸失利益①	¥24,736,270	基礎収入×(1-生活費控除率)×ライプニッツ係数		否認ないし争う。
喪失期間始期年齢①	67歳			
喪失期間終期年齢①	78歳	平均余命23年の半分である11年後		
基礎収入②	¥1,200,000	老齡基礎・厚生年金	甲○、○	認める。
生活費控除率②	50%			否認する。生活費控除率は80%が相当である。
ライプニッツ係数②	16.4436	下記喪失期間に対応するもの		
死亡による逸失利益②	¥9,866,160	基礎収入×(1-生活費控除率)×ライプニッツ係数		否認ないし争う。
喪失期間始期年齢②	67歳			

喪失期間終期年齢②	90歳	平均余命である23年後		
-----------	-----	-------------	--	--

(原告の相続額)

原告の氏名	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
原告甲野太郎	29,266,115	相続分： 1/2	甲○	相続分が1/2であることは認め、その余は争う。
原告甲野夏子	29,266,115	相続分： 1/2	甲○	同上
原告丙野秋子	0	相続分： 0	甲○	認める。
小計	58,532,230			

(原告甲野太郎の損害額・相続額)

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
固有慰謝料	3,000,000	原告甲野太郎は、本件事故により長年連れ添った妻を突如失い、多大な精神的苦痛を被った。原告甲野太郎の固有の慰謝料は300万円を下らない。		争う。原告の固有の慰謝料は訴外春子の死亡慰謝料と併せ2000万円にとどまる。
固有の損害小計	3,000,000			
過失相殺	0	過失相殺率：0%		主張一覧表のとおり、訴外春子には少なくとも25%の過失がある。
過失相殺後	3,000,000			
相続額	29,266,115			
固有の損害・相続額小計	32,266,115			
損害の填補	0			
充当後	32,266,115			
弁護士費用	3,220,000	損害額の1割程度		否認ないし争う。
合計	35,486,115			

(原告甲野夏子の損害額・相続額)

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
----	-------	----------	----	--------------

固有慰謝料	3,000,000	原告甲野夏子は、本件事故により最愛の母を突如失い、多大な精神的苦痛を被った。原告甲野夏子の固有の慰謝料は300万円を下らない。		争う。原告の固有の慰謝料は訴外春子の死亡慰謝料と併せ2000万円にとどまる。
固有の損害小計	3,000,000			
過失相殺	0	過失相殺率：0%		主張一覧表のとおり、訴外春子には少なくとも25%の過失がある。
過失相殺後	3,000,000			
相続額	29,266,115			
固有の損害・相続額小計	32,266,115			
損害の填補	0			
充当後	32,266,115			
弁護士費用	3,220,000	損害額の1割程度		否認ないし争う。
合計	35,486,115			

(原告丙野秋子の損害額・相続額)

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
固有慰謝料	2,000,000	詳細は主張一覧表のとおり。		争う。詳細は主張一覧表のとおり。
固有の損害小計	2,000,000			
過失相殺	0	過失相殺率：0%		主張一覧表のとおり、訴外春子には少なくとも25%の過失がある。
過失相殺後	2,000,000			
相続額	0			
固有の損害・相続額小計	2,000,000			
損害の填補	0			
充当後	2,000,000			
弁護士費用	200,000	損害額の1割程度		否認ないし争う。
合計	2,200,000			